



つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5年 6月21日

つくばみらい市長 〔 〕 田 川 浩

つくばみらい市条例第18号

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例（平成18年つくばみらい市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「8月」の次に「（夏期休業日を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3） 8月（夏期休業日を除く。） 児童1人につき月額1,000円

第2条第2項第3号中「6,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。